

二級建築士の免許の取消しについて

建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 9 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり二級建築士の免許を取り消しましたので、同法同条第 3 項の規定により公告します。

記

1 免許の取消しをした年月日

令和 6 年 12 月 11 日

2 免許の取消しを受けた建築士の氏名、その者の二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号

氏名	建築士の別	登録番号
谷口 文男	二級建築士	愛知県知事登録第 1 6 4 5 8 号

3 免許の取消しの理由

建築士が死亡したとして、建築士法第 8 条の 2 の規定による届出があった。

このことは、同法第 9 条第 1 項第 2 号の規定に該当するため。